



報道発表資料の配付日時 6月13日(月)15時00分

発表項目 (行事名)	特措法に基づく飲食店への営業時間の変更命令違反に係る過料の決定について																										
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	—	発表者	—																							
			発表場所	—																							
概要	<p>○ 昨年のまん延防止等重点措置（8月2日～26日）において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第3項に基づく営業時間の変更命令違反を確認し、10月14日、管轄の地方裁判所に対し、過料事件を通知していた84件(店舗)のうち、83件(店舗)の決定内容を確認しましたので、お知らせします。</p> <p>【経過】 令和3年 8月24, 25日 20時までの営業時間の変更命令 91件(店舗) 10月14日 過料事件を管轄の地方裁判所に通知 84件(店舗)</p> <p>【決定内容】 過料に処するとされたもの 82件(店舗) ※1 処罰しないとされたもの 1件(店舗) ※2</p> <p>※1 公表する情報については、国から「非訟事件は、原則非公開の手続きであることから、謄本請求が認められたとしても、過料を科すことが決定した施設名等の公表については、非訟事件手続法の趣旨を踏まえれば、認められない。過料決定の件数については、不利益情報の公表とは考えにくいため、公平性を担保する観点からも、積極的な公表が望ましい。」と通知されているため、件数のみの公表とします。 なお、特措法上のまん延防止等重点措置における命令違反の過料の額は、「20万円以下」とされています。</p> <p>※2 今後の対応への影響を考慮し、理由は公表しません。</p> <p>【その他】 ○ 道で過料事件の決定状況を公表するのは、今回で3回目です。 ○ 過料事件の状況 (件(店舗))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">通知件数</th> <th colspan="3">左の状況</th> </tr> <tr> <th>既決定</th> <th>今回決定</th> <th>手続中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過料通知①</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>過料通知②</td> <td>84</td> <td>0</td> <td>83</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>120</td> <td>36</td> <td>83</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>①：令和3年 7月29日（まん延防止等重点措置（R3.6.21～7.11）分） ②：令和3年10月14日（まん延防止等重点措置（R3.8.2～8.26）分）</p>					通知件数	左の状況			既決定	今回決定	手続中	過料通知①	36	36	0	0	過料通知②	84	0	83	1	合計	120	36	83	1
	通知件数	左の状況																									
		既決定	今回決定	手続中																							
過料通知①	36	36	0	0																							
過料通知②	84	0	83	1																							
合計	120	36	83	1																							
参考																											
報道（取材） に当たって のお願い																											
他のクラブ との関係	同時配付																										
担当 (連絡先)	保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課 課長補佐 坂田 ダイヤル：011-206-0492 内線：38-922																										